



こちら、阿久比町立図書館です！ ひなまつりに関する本を配架

●図書館 電話(48)6231 ●開館=火曜日～金曜日 午前10時～午後6時、土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後5時
●休館日=毎週月曜日、毎月最終木曜日 ※ その他、館内整理など不規則の休館もありますので問い合わせてください。

読書指導グループ ぶんぶん 会員募集

■主な活動

- ▽おはなし会(読み聞かせ)の開催(土曜日・日曜日)
- ▽定例活動
毎週火曜日に図書館学習室で、練習などの活動をしています。
- ※ 年齢、性別問いません。興味のある方は図書館までご連絡ください。



《今月のオススメ絵本》

『ひなまつりのちらしずし』	著者 作/宮野 聡子
	出版社 講談社

今日は、ひなまつりパーティーの日。きみちゃんは、お母さんと一緒に、「ちらしずし」を作ります。ひなまつりの日を楽しむとともに、子どもたちの成長を願う気持ちが込められている1冊です。

展示ホール

- ◆尾張教育研究会書写作品コンクール特選作品展・阿久比町郷土学習同好会展…26日(日)まで
- ◆狂俳英比会作品展……………3月2日(木)～12日(日)
- ◆スケッチ燦展……………3月16日(木)～26日(日)

おはなし会

土曜日:午後2時30分～
日曜日・祝日:午前11時～、午後2時30分～
子ども向け絵本や紙芝居の読み聞かせを開催しています。



就学困難な児童・生徒への援助制度



子どもを小・中学校へ就学させるのに経済的理由で困っている保護者に、学用品費や学校給食費などの就学援助を行っています。

■対象者 阿久比町立小・中学校に在学または入学を予定している児童・生徒の保護者で、「要保護」「準要保護」に該当する方

- 「要保護」は生活保護世帯の方
- 「準要保護」は次のいずれかに該当する方
 - ▽生活保護が停止または廃止された方
 - ▽町民税が非課税または減免された方
 - ▽個人事業税または固定資産税が減免された方
 - ▽国民健康保険税が減免された方
 - ▽国民年金保険料が免除された方
 - ▽児童扶養手当が支給された方
 - ▽生活福祉資金の貸付けを受けた方
 - ▽その他、経済的な理由でお困りの方で、教育委員会が援助を必要と認めた方

■就学援助の内容

費目	援助対象	支給内容
学用品費など	準要保護に該当する方	学用品費、通学用品費
新入学児童生徒学用品費	小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護に該当する方	小・中学校に入学する児童・生徒が通常必要とする学用品費、通学用品費の購入費
修学旅行費	小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護に該当する方	児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代など
学校給食費	準要保護に該当する方	保護者が学校に支払う給食費の全額
医療費	準要保護に該当する方	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病(学校病)における自己負担額
校外活動費	小学5年生の児童または中学2年生の生徒がいる準要保護に該当する方	校外活動費(宿泊を伴うもの)、キャンプなどに参加するため直接必要な費用

※ 令和5年度に小・中学校へ入学予定の児童・生徒の保護者の方で、入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を希望する方は2月末までに申請してください。なお、この期限を過ぎても4月28日までに申請し、認定された場合は5月に支給します。(5月以降の申請については支給されません)

■問い合わせ先 学校教育課学校教育係 電話(48)1111(内1230・1231)

